

## 那覇市高齢者外出支援サービス事業委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に那覇市高齢者外出支援サービス事業（以下「事業」という。）の運営に関して、次のとおり業務の委託契約を締結する。

### （業務）

- 第1条 甲は、那覇市高齢者外出支援サービス事業実施要領第2条（以下「要領」という。）に基づき、次の各号に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- （1）事業利用者（以下「利用者」という。）からの利用予約受付、予約管理を行う。
  - （2）利用者の自宅から医療機関等へ、または医療機関等から自宅まで、乙所有の適切な移送用車両（以下「車両」という。）で安全に乗降、移動の上送迎する。
  - （3）利用者の身体状況、住環境等に応じ、複数人体制での介助やベッドまたは居室内からの介助を行う。
  - （4）移送サービス提供時、サービス利用者へ車椅子、ストレッチャー等の無償貸与を行う。
  - （5）乙は、要領第10条に定める実費相当額480円を利用者から利用の都度收受する。收受した実費相当額は、乙の運賃に対する収入とする。
  - （6）車両を保有、管理し、常に整備点検を行なう。なお、車両の維持管理等に係る費用については、乙が負担する。

### （法令の遵守）

第2条 乙は、この事業を行うに当たって関係法令等を遵守するものとする。

### （委託料）

- 第3条 甲は、乙が事業を実施した場合、次の各号のとおり委託料を支払うものとする。
- （1）自宅から医療機関等（または医療機関等から自宅）への認可運賃から、要領第10条に定める実費相当額480円を差し引いた額を実績に応じて、乙に支払うものとする。
  - （2）介助料（第1条委託事業内容より認可運賃を除いたもの）として片道1回当たり〇〇〇〇円（消費税含む）を乙に支払うものとする。
- 2 乙は、毎月10日までに甲が定める手続きに従い委託料の請求書を提出しなければならない。ただし、当該日が休日等の場合は翌日までとする。
- 3 甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(委託の期間)

第4条 事業の委託期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(報告書の提出)

第5条 乙は、毎月10日までに前月の利用状況等の実績を甲に報告しなければならない。ただし、当該日が休日等の場合は翌日までとする。

- 2 乙は、事故等が発生したとき、その対処等を速やかに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、契約期間終了後、実績報告書、決算書を令和7年4月11日までに甲に提出しなければならない。

(委託料の返還)

第6条 委託料の使途が不適切であると認められるときは、甲は乙に対して委託料の全部又は一部の返還を命じることができる。

(指導及び調査)

第7条 甲は、必要があると認めたときは、委託の実施状況を指導及び調査することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の履行について重大な過失又は背信行為があったとき。
- (3) その他この契約の条項に違反したとき。

(損害賠償)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲又は被害者に損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が、事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- (3) 交通事故又はその他原因による、人身、物件等に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

らない。

(特約事項)

第11条 本件委託契約における個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(事業委託終了時の連携)

第12条 乙は、理由の如何を問わず事業委託終了時において、次期事業期間に係る事前準備のため、甲及び次期事業受託者と連携協力するものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和6年4月1日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○ ○○○○  
○○○○ ○○ ○○

## 個人情報の取扱いを定める特約

### (目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条の規定に基づき、業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託者 個人情報を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など委託者が管理する個人に属する情報をいう。
- (4) ログ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
- (5) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

### (秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。但し、法令に基づく場合又は個人情報の保護に関する法律第69条第2項各号に掲げる場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

### (個人情報処理の再委託の禁止または制限)

第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は市に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

### (個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 市は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

2 市は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。

3 市が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は市に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(個人情報の提供資料の返還義務)

第10条 受託者は、委託業務が終了したとき又は市の求めがあったときには、市の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法に関しては市と受託者が協議の上決定することとする。

(従事者への周知)

第11条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。